

山口県報

平成26年
12月9日
(火曜日)

目 次

- 規則
山口県母子福祉協力員設置規則を廃止する規則（こども未来課）……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………三
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………三
指定施設要件の変更予定保安林（森林整備課）……………三
○公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請（三件）（県民生活課）……………四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）（県民生活課）……………五
公共測量の実施（監理課）……………五
岩国都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………六
○選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………六

山口県母子福祉協力員設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県規則第五十八号

山口県母子福祉協力員設置規則を廃止する規則

山口県母子福祉協力員設置規則（昭和三十二年山口県規則第三十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年十二月九日から平成二十七年一月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 断 続 時 間
四七一口	八 (m ³ /回)	平成二七、 一、一三 年 月 日	平成二七、 四、七 年 月 日	平成二七、 五、一〇 年 月 日	二 時 間 断 続 二 四 時 間

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・二	七・四	七・五	通 常	通 常	五〇、二九九・九
〃	九・六	〃	最 大	最 大	五二、五四一
六・二	一〇・九	〃	通 常	通 常	
〃	二〇	〃	最 大	最 大	
二二	一五・九	〃	通 常	通 常	
〃	二五	〃	最 大	最 大	
〃	二・五	〃	最 大	最 大	
一・一	一五	〃	通 常	通 常	
五	四八	〃	最 大	最 大	
〃	〇・〇五	〃	通 常	通 常	
〃	〇・八	〃	最 大	最 大	

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
〃	〃	七	一〇、〇〇〇	四、五〇〇	〃	〃	〃	〃	一・二	一・六
〃	〃	〃	〃	四、五〇〇	〃	〃	〃	〃	三・三	三・八
〃	七	六・五	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五	一〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	五・八	六・三
四七ーハ	一一・三	二・〇	〃	〃	三三	三三	二〇〇	二〇〇	七	七・五
四七ーロ	七	八・五	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五	一〇	四〇〇	四〇〇	四	四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四七ーハ	七・五	一・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八時間	〃

備考 「四七ーロ」及び「四七ーハ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び分離施設をいう。

No.10	No. 8	No. 7	No. 6	No. 3
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
七・五	〃	八・三	〃	七・五
〃	〃	〃	〃	〃
四・三	〃	三・一	〃	三・五
二〇	〃	〃	四・五	一五
一三	〃	〃	七	一八
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
五・八	〃	〃	〇・六	〇・六九
一三	〃	〃	三	六
〇・二二	〃	〇・〇六	〃	〇・〇五
二七七、七〇八・一	〃	〃	〃	〇・二
八五、三三一・九	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	一一、〇〇〇

山口県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
くだまつ美里ハートクリニック	下松市美里町四丁目一〇番二五号	平成二六、八、三一
ときわ公園前薬局	宇部市則貞五丁目五番八号	〃 〃 〃
くしがはま薬局	周南市大字櫛ヶ浜五〇三の五	〃 〃 七

山口県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹川小児科医院	宇部市大字際波一四三九の三	平成二六、九、一
レディースクリニックくまがい	山口市後河原八三	〃 〃 四

大藤医院

くだまつ美里ハートクリニック 萩市大字椿三五三七の六 〃 一〇、〃

松下歯科医院 周南市桜木一丁目五番一号 〃 五、〃

ゆずり葉薬局 宇部市大字際波一四三九の三 〃 九、〃

ときわ公園前薬局 〃 則貞五丁目五番八号 〃 〃 〃

くしがはま薬局 周南市大字櫛ヶ浜五〇三の五 〃 八、〃

指定訪問看護事業者等 訪問看護ステーション等 指定年月日

名 称 主たる事務所の所在地

株式会社安 宇部市大字小串 訪問看護ステーションあん 宇部市大字小串 平成二六、七、一

山口県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市宮野下字台ヶ浴一八九、一二〇、一二一の一、仁保下郷字下滝ヶ浴一〇六三、一〇六六、一〇六七、一〇六九、一〇七〇、一〇七二、字上滝ヶ浴一〇七五、一〇七七から一〇八〇まで、一〇八二から一〇八五まで、一〇八七から一〇九〇まで、

一〇九二、一〇九三、字塩合二四四二の一、鑄錢司字福西一二四六の一六、下小鯖字長浴一九一一、字見久保一九二六の二、宮野上字赤濱二六四一の一、二六四一の三、字朶尾二六四二

周南市大字大潮字下ノ原一三の一、五八三から五八五まで、五八六(次の図に示す部分に限る。)、字原一四の一、一六の一、一七、一八、一九の一、一九の二、字休木一五二九の一、大字鹿野上字大土地二八九の一、字畑ヶ谷三七一の五、三七一の六、字神柱二二三二、三九五、三九五四、字大迫二二六二から二二六六まで、二二六八、二二六九、二二七一、二二七九から二二八一まで、字上神柱四一七五、四一九、四一八〇、四一八二、四一八八、四一九九、四一九六、四一九八から四二〇三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市宮野下字台ヶ浴一二二の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(四〇二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年一月七日までの間、山口県環境生活部県民生生活課及び山口県山口市民局において公衆の縦

覧に供します。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 おひさまランド

代 表 者 の 氏 名 平岩 陽子

主たる事務所の所在地 山口市阿知須四〇四三番地の一

三 定款に記載された目的

乳幼児とその家族に対して、子どもの託児の実施と子育て全般に関わる支援事業を行い、子育てをしやすい環境をつくること。

(四〇三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年一月七日までの間、山口県環境生活部県民生生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 さんようおのだシティセールス推進隊

代 表 者 の 氏 名 高松 秀樹

主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字小野田四六三四番地の四

三 定款に記載された目的

山陽小野田市のハード面ソフト面共に埋もれている資源を発掘し育て上げること、新たな魅力や強みを創出していくこと及びそれらにブランド力を持たせ情報発信をすることにより認知度や魅力を向上させ、もって住民の誇りや愛着心の向上を図ること

により、競争力のあるまちに発展させていくこと。

(四〇四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年一月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 おれんじの会

代表者の氏名 渡邊 利絵

主たる事務所の所在地 下関市秋根南町一丁目三番一号

三 定款に記載された目的

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

(四〇五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口国際経済文化交流促進協会

代表者の氏名 橋本 強

主たる事務所の所在地 山口市三の宮二丁目二番一〇号

(四〇六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人明日なる会

代表者の氏名 大窪 圭子

主たる事務所の所在地 宇部市則貞六丁目一番二号

(四〇七) 公共測定の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県方法務局長から次のとおり公共測定を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測定（基準点測定）

二 作業の地域

下関市入江町、上田中町六丁目、岬之町、丸山町一丁目及び丸山町二丁目

三 作業の期間

平成二十六年十二月五日から平成二十七年三月三十一日まで

(四〇八) 岩国都市計画ごみ焼却場の變更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画ごみ焼却場の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
- 二 岩国都市計画ごみ焼却場二岩国市日の出町ごみ焼却場
- 三 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 四 山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十六年十二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

平成二十六年十二月九日印刷
平成二十六年十二月九日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二、三、六一六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二、四七、五九七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二、四七、五九七
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一、四七、五九七
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一、四七、五九七
副知事並びに選挙管理委員、監査委員及び公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	一、四七、五九七
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条	一、四七、五九七